

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(二件)……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一
- 建築基準法による道路の指定の変更(三件)……………一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………二
- ………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ………(同)……………四
- 漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契約締結の同意成立の届出……………四
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………四
- 警察署協議会委員の委嘱……………四
- ………(同)……………四
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩)

告示

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………四

………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

●東京都告示第千八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月二十二日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池百合子
- 二 都市計画事業の種別及び名称 江戸川区 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二八十一号北小岩八丁目公園
- 三 事業施行期間 令和五年九月二十二日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区北小岩八丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第千九百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月二十二日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池百合子
- 二 都市計画事業の種別及び名称 練馬区 東京都都市計画公園事業練馬第二・二八

種類及び名称 ……百四十八号大泉学園町六丁目公園

三 事業施行期間 令和五年九月二十二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 練馬区大泉学園町六丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第千十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の道路	令和五年八月十七日	昭島市拝島町二丁目千八百八十九番一及び同番三の各一部	延長 二四・九七 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次

のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類
 変更年月日
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路
 令和五年九月四日
 武蔵村山市榎三丁目百七番四の一部、同番四地先並びに同番五、百八番一から同番六まで、百九番一、同番三、同番四、百十六番一、同番四及び同番六から同番八までの各一部

延長 一一五・三〇
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類
 変更年月日
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路
 令和五年九月四日
 武蔵村山市榎三丁目五十九番四の一部、同番四地先並びに同番五、同番六、六十番三、同番十五、八十二番一、同番七、同番九及び同番十の各一部

延長 五六・六〇
 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類
 変更年月日
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路
 令和五年九月四日
 武蔵村山市榎三丁目六十七番十の一部、幅員 六五・四〇

同番十地先並びに六十八番一、同番九、六十九番八、七十番七、七十一番一から同番三まで、同番五、同番六、同番九及び七十七番の各一部

四・〇〇

●東京都告示第千十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合

理事長 金沢 致吉

文京区後楽二丁目三番十号

二 対象事業の名称及び種類
 (仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、文京区後楽二丁目に位置する計画地に、

住宅、事務所、店舗等を計画するものである。

四 周知地域の範囲

文京区 後楽一丁目、後楽二丁目、春日一丁目、春日二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、水道一丁目及び水道二丁目の区域

新宿区

市谷船河原町、神楽坂一丁目、神楽坂二丁目、神楽坂三丁目、神楽坂四丁目、神楽坂五丁目、神楽坂六丁目、揚場町、津久戸町、東五軒町、西五軒町、赤城元町、袋町、白銀町、下宮比町、若宮町、岩戸町、筑土八幡町、新小川町及び神楽河岸の区域

千代田 九段北一丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、飯田橋三丁目、飯田橋四丁目、神田三崎町二丁目及び神田三崎町三丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和五年九月二十二日から同年十月二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 文京区資源環境部環境政策課

文京区春日一丁目十六番二十一号 文京シビックセンター十七階

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号 千代田区役所五階

エ

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和五年十月十一日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kanryo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

東京都告示第千十五号

●東京都告示第千十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東五反田二丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第千十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和元年東京都告示第七百八十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第千十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八條第五項において準用する法第百五條の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は法第百八條第五項において準用する法第百五條の二第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、法第百八條第二項の規定による共済契約の締結の

申込みの義務は、令和五年九月二十四日から発生する。

令和五年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

加入区の 発起人氏名 住 所 同意成立年月日
小笠原島 高瀬 吉安 小笠原村父島字清瀬 令和五年七月十九日
加入区 関 伴夫 同右

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第310号

警察法（昭和29年法律第162号）第53條の2第3項の規定により、令和5年9月8日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和5年9月22日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明
記

警察署協議会名 氏 名
警視庁世田谷警察署協議会 能 上 由美子
警視庁東村山警察署協議会 大 塚 達 也

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の住所及び氏名
含まれる地域の名称

青梅市今寺三丁目四百五十六番五、同番五地先及び四百六十一番一 青梅市野上町三丁目八番地の四
丸和産業株式会社 代表取締役 塩野 仁史

武蔵村山市伊奈平二丁目九十七番一及び同番五 三鷹市新川四丁目一番十一号
志賀興業株式会社 代表取締役 志賀 隆宏

府中市四谷五丁目四番一、同番一地先、同番二、同番三及び五番八の一部 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年九月二十二日	東京都知事 小 池 百合子	一 店舗名	積水桜が丘ビル	二 店舗所在地	東大和市桜が丘二丁目百四十二番一 号	三 設置者名	三井住友信託銀行株式会社	四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一 号	五 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社イトヨーカ堂ほか四名	六 変更前の小売業者の代表者名	三枝 富博 (株式会社イトヨーカ堂) ほか	七 変更後の小売業者の代表者名	山本 哲也 (株式会社イトヨーカ堂) ほか	八 変更日	令和四年十月二十七日ほか	九 届出日	令和五年八月二十二日	十 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)	十一 縦覧期間	令和五年九月二十二日から令和六年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十二 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名	スギドラッグ八王子散田町店	二 店舗所在地	八王子市散田町五丁目十六番一 号	三 設置者名	株式会社スーパーアルプス	四 設置者住所	八王子市滝山町二丁目三百五十一
番地	スーパーアルプス散田店	五 変更前の店舗名	スギドラッグ八王子散田町店	六 変更後の店舗名	スギドラッグ八王子散田町店	七 変更前の店舗所在地	八王子市散田町五丁目四番 地	八 変更後の店舗所在地	八王子市散田町五丁目十六番一 号	九 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社スーパーアルプス	十 変更後の小売業者の氏名又は名称	スギホールディングス株式会社	十一 変更日	令和五年七月六日ほか	十二 届出日	令和五年八月二十四日	十三 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)	十四 縦覧期間	令和五年九月二十二日から令和六年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十五 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。									
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。 令和五年九月二十二日		東京都知事 小 池 百合子	一 店舗名	積水桜が丘ビル	二 店舗所在地	東大和市桜が丘二丁目百四十二番一 号	三 設置者名	三井住友信託銀行株式会社	四 設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番一 号	五 変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 千二百七十九台	六 変更後の駐車場の位置及び収容台数	店舗内 八百七十七台	七 変更前の駐車場の位置及び収容台数	敷地東側ほか 八百台	八 変更後の駐車場の位置及び収容台数	敷地北側ほか 四百二十二台	九 変更前の駐車場の位置及び位置	四箇所 敷地南東側ほか	十 変更後の駐車場の位置及び位置	二箇所 敷地南東側	十一 変更日	令和六年四月二十三日	十二 届出日	令和五年八月二十二日	十三 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業					

<p>十四 縦覧期間</p> <p>振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>令和五年九月二十二日から令和六年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>スギドラッグ八王子散田町店</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>八王子市散田町五丁目十六番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社スーパールプス</p> <p>四 設置者住所</p> <p>八王子市滝山町二丁目三百五十一番地</p> <p>五 変更前の開店時刻</p> <p>午前九時三十分</p> <p>六 変更後の開店時刻</p> <p>午前九時</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこ</p> <p>とができる時間帯</p> <p>午前九時から午後十一時まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用するこ</p> <p>とができる時間帯</p> <p>午前八時三十分から午後十一時まで</p> <p>九 変更日</p> <p>令和五年九月六日</p> <p>十 届出日</p> <p>令和五年八月二十四日</p> <p>十一 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十二 縦覧期間</p> <p>令和五年九月二十二日から令和六年一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>
<p>十三 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

